

瀬戸市建設工事指名競争入札参加者選定基準要領

(趣旨)

第1条 瀬戸市が発注する建設工事の入札に参加しようとする建設業者（建設業法（昭和24年法第100号）第2条第3項に規定する建設業者。以下「建設業者」という。）の指名選定基準は、瀬戸市指名競争入札参加者選定要領（以下「入札参加者選定要領」という。）に定めるほか、この要領による。

(基本的事項)

第2条 建設業者を指名しようとするときは、入札参加者選定要領第2条に規定する名簿（以下「資格者名簿」という。）において、発注工事の種類に対応する建設業者でなければならない。

(建設工事の等級区分)

第3条 建設工事の設計金額に応じ、別表のとおり等級区分を定めるものとする。

(選定基準)

第4条 建設業者を指名するときは、前条の等級区分に対応する等級に格付された建設業者を選定しなければならない。ただし、工事の施行上必要がある場合は、上位1等級に格付された建設業者を選定することができる。

2 資格者名簿に本店、営業所等が、瀬戸市内で登録されている建設業者については、前項の規定にかかわらず上位1等級の格付として選定することができる。

(選定基準の特例)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、等級の区分にかかわらず建設業者を選定することができる。

- (1) 災害復旧等の建設工事で緊急又は短期間で完了する必要があるとき
- (2) 建設工事に特殊な機械又は技術等を必要とするとき
- (3) 特別な理由により市長がやむを得ないと認めたとき

(留意事項)

第6条 建設業者の選定にあつては、工事施工能力、実績、信用等を留意して選定しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるものを除くほか、必要な事項は、瀬戸市入札参加者指名審査委員会において定めるものとする。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月12日から施行する。

別表 設計金額による等級区分

等級	建築一式工事	土木一式工事 ほ 装 工 事 水道施設工事	その他の工事
A	1 億 5 千万円以上	8,000 万円以上	5,000 万円以上
B	1,000 万円以上 1 億 5 千万円未満	1,000 万円以上 8,000 万円未満	1,000 万円以上 5,000 万円未満
C	1,000 万円未満	1,000 万円未満	1,000 万円未満